

赤坂地区港区立いきいきプラザの管理運営に関する業務基準書の変更に 関する 覚書

港区（以下「甲」という。）と赤坂地区港区立いきいきプラザ（以下「本施設」という。）の指定管理者であるピーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体（以下「乙」という。）は、本施設の管理運営に関する基本協定書に基づく業務基準書（以下「原基準書」という。）で定めた事項の変更について、次のとおり、覚書を締結するものとする。

1 業務基準書を以下のとおり変更する。

（１）原基準書項番４（７）ウを、以下のように改める。

ウ 指定管理者がキャッシュレス決済の環境整備を行う場合は、PayPay 株式会社が提供する二次元コード決済である「PayPay」及び港区商店街振興組合連合会が運用する二次元コード決済である「みなトクPAY」を利用可能とすること。その他の決済サービスの利用については、区と協議の上、決定する。

（２）原基準書項番４（７）ウを、以下のように改める。

エ みなトクPAYを除く、キャッシュレス決済の環境整備及び決済手数料等に係る費用（自主事業に係るものを除く）は、区の負担とする。

（３）原基準書項番４（７）へ、オを追加する。

オ みなトクPAYの環境整備等に係る費用（自主事業に係るものを除く）は、港区商店街振興組合連合会の負担とする。
※みなトクPAYに決済手数料はありません。

2 本覚書に定めのない事項又は本覚書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

3 本覚書は令和8年9月1日から適用するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年9月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区 港区長 清 家 愛 ⑩

乙 豊島区長崎五丁目1番23号
ピーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体
代表団体 株式会社ピーウォッシュ
代表取締役社長 漆原 雅明 ⑩